

ICOCA[®] ご利用案内

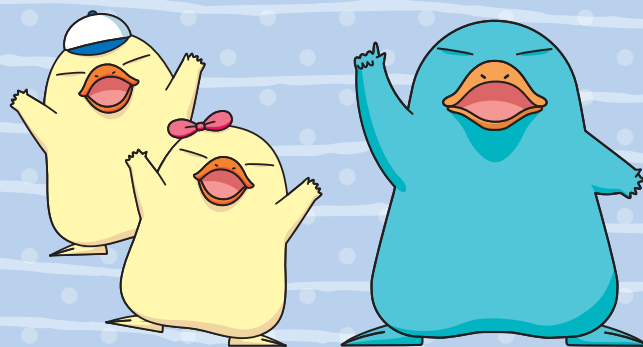
イ コ カ

ICOCA[®]

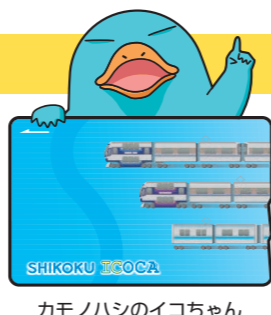
ガイドブック



ICOCA[®] はパスケースに入れたままタッチするだけで
自動改札が通れる、便利なICカードです!



四国旅客鉄道株式会社



カモノハシのイコちゃん

イ コ カ
ICOCA[®]は、自動改札機にタッチするだけで
JRをご利用いただける便利なICカードです。

ICOCA[®]（イコカ）は、きっぷの機能をICカードにプラスしたもので、
鉄道でのご利用はもちろん、お買い物にもご利用になれます。
お使いいただけるエリアから、ご購入、鉄道やお買い物でのご利用、
各機器の操作など、ICOCA[®]のご利用方法をご紹介します。

ICOCA[®]について

ICOCA [®] の種類／ご購入方法	2
ICOCA [®] の特長	3
ご利用可能エリア	4

ご利用方法

鉄道でのご利用方法	5
チャージ（入金）	9
払いもどしなど	10
ご利用に役立つ機能	11
ICOCA [®] 電子マネー	12
SMART ICOCA [®] のご購入・クイックチャージ（入金）	13
Q&A	15
ICカード乗車券取扱規則	16



ICOCA[®]（イコカ）は、
きっぷの機能をICカードにプラスしたカードです。

「ICOCA」は、きっぷの機能をICカードにプラスしたカードです。
チャージ（入金）しておくことにより、改札機にタッチするだけで乗車区間の運賃を
自動的に精算することができます。1枚2,000円（デポジット500円含む）で発売しています。

【JR四国で発売するカード】



ICOCA

どなたでもご利用いただけます。
発売価格は1枚2,000円（デポジ
ット500円含む）です。

【JR四国では発売しないカード】

※ JR四国のICOCAエリアでもご利用になれます（ICOCA定期券は、定期券区間外としてのご利用となります。）
が、JR四国では発売いたしません。



こども ICOCA

小児用のカード。カード券面に記載さ
れたお客様（記名人）ご本人に限り、
12歳となる年度の3月31日までご利
用になれます。



SMART ICOCA

現金なしでチャージ（入金）できるカード。
お手持ちのクレジットカードで利用でき、
ご利用に応じてJ-WESTポイントが貯ま
ります。記名人ご本人に限りご利用にな
れます。



ICOCA 定期券

（こども ICOCA 定期券、SMART ICOCA 定期券を含む）

「ICOCA定期券」は、定期券ときっぷの機能を併せ持ったカードです。チャージ（入金）
しておくことにより、定期券区間外でも改札機にタッチするだけで乗車区間の運賃を
自動的に精算することができます。定期券区間から乗り越された場合や定期券区
間の駅から乗車され、定期券区間内の駅で下車される場合にも自動改札機で自動
的に精算できます。記名人ご本人に限りご利用になれます。

※ JR四国の路線を含むICOCA定期券の設定はありません（JR西日本でも発売
いたしません）

デポジット （カード発行預り金）

お客様にカードを繰り返しご利用いただき、使い捨てを防止するために、カードの新規ご購入時にお支払いいただく金額のことを、「デ
ポジット（カード発行預り金）」といいます。金額は500円で、払いもどし等によりカードをご返却いただく際に返金させていただきます。

ICOCAの購入方法

高松駅、端岡駅、坂出駅、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅の窓口（注）で発売いたします。1枚2,000円で、「デポジット（カ
ード発行預り金）」500円を含みます。デポジットはカードをご返却時に返金させていただきます。

※クレジットカードではお買い求めいただけません。
注：各駅の窓口営業時間内に限ります。（ただし、高松駅・坂出駅は午前5時から発売です。）

ご購入いただく際の注意事項

❗ ICOCA[®]は1枚でのご利用となります

複数枚のICOCA[®]を組み合わせて使用することはできません。
入場時に使用したICOCA[®]以外のICOCA[®]での出場、精算は
できません。

❗ 新幹線ではご利用いただけません

ICOCA[®]は新幹線ではご利用いただけませんので、新幹線を
ご利用の場合は、別に乗車券と特急券をお買い求めください。

ICOCA®の特長

ICOCA®のここが便利!

便利 1 タッチするだけで自動改札が通れます。



パスケースに入れたままタッチするだけで自動精算ができ、利用がスムーズ!

※他のICカードや電波をささげる物が入っていると利用できません。
※こどもICOCAご利用の場合は、小児運賃で精算します。

便利 2 ご利用可能エリアならこれ1枚でOK!



ICOCA®は相互利用を行っている他の交通機関でもご利用になれます。

※詳しくはP4をご覧ください。

便利 3 お買い物ができます。



街なかのお店でのお買い物にもご利用になれます。

ほかに
チャージして繰り返しご利用いただけます。... 9ページ

ご利用履歴の確認・印字ができます。... 11ページ

SMART ICOCA®はさらに便利!

ICOCA®の機能に加え、現金がなくても素早くチャージできる便利なカード。各種クレジットカードでクイックチャージの決済ができます。

便利 1 現金なしでチャージOK! (クイックチャージ)



ICOCA®エリアのチャージ機で現金を入れなくても簡単にチャージできます。

※クイックチャージについてはP14をご覧ください。

便利 2 万一、紛失しても再発行可能!



SMART ICOCA®は、万が一紛失された場合でも再発行が可能です。

※再発行には再発行手数料(注)+デポジット(500円)が必要です。
注:手数料は平成26年3月31日までは500円、平成26年4月1日以降は510円です。
※10ページもあわせてご覧ください。

便利 3 携帯電話やパソコンでご利用履歴の確認ができる!



JR西日本のホームページ「JRおでかけネット」のSMART ICOCA®会員サポートより、SMART ICOCA®ご利用履歴や定期券購入履歴が確認できます。

※履歴の反映はご利用日の数日後になります。

● しかも、「J-WESTポイント」が貯まっておトク!

列車のご利用で「J-WESTポイント」が貯まります。貯まったJ-WESTポイントはSMART ICOCA®にチャージでき、列車のご利用やお買い物ができます。

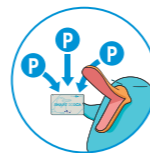
おトク 1 列車のご利用でJ-WESTポイントが貯まる!

SMART ICOCA®のチャージ分でICOCA®エリアの列車をご利用された場合、「J-WESTポイント」が貯まります。
※自動改札ご利用時に限ります。



おトク 2 貯まったJ-WESTポイントをチャージできる!

貯まったJ-WESTポイントは3,000ポイント(3,000円分)から、SMART ICOCA®にチャージできます。
※ポイントチャージについてはP14をご覧ください。



● J-WESTカードを決済カードにすると更におトク!

J-WESTカードを決済カードにすると、クイックチャージでも「J-WESTポイント」が貯まります。また、J-WESTカードのご利用により貯まった「J-WESTポイント」と合わせてSMART ICOCA®にチャージすることができます。

「J-WESTカード」について詳しくは、JR西日本のホームページをご覧ください。



ご利用可能エリア

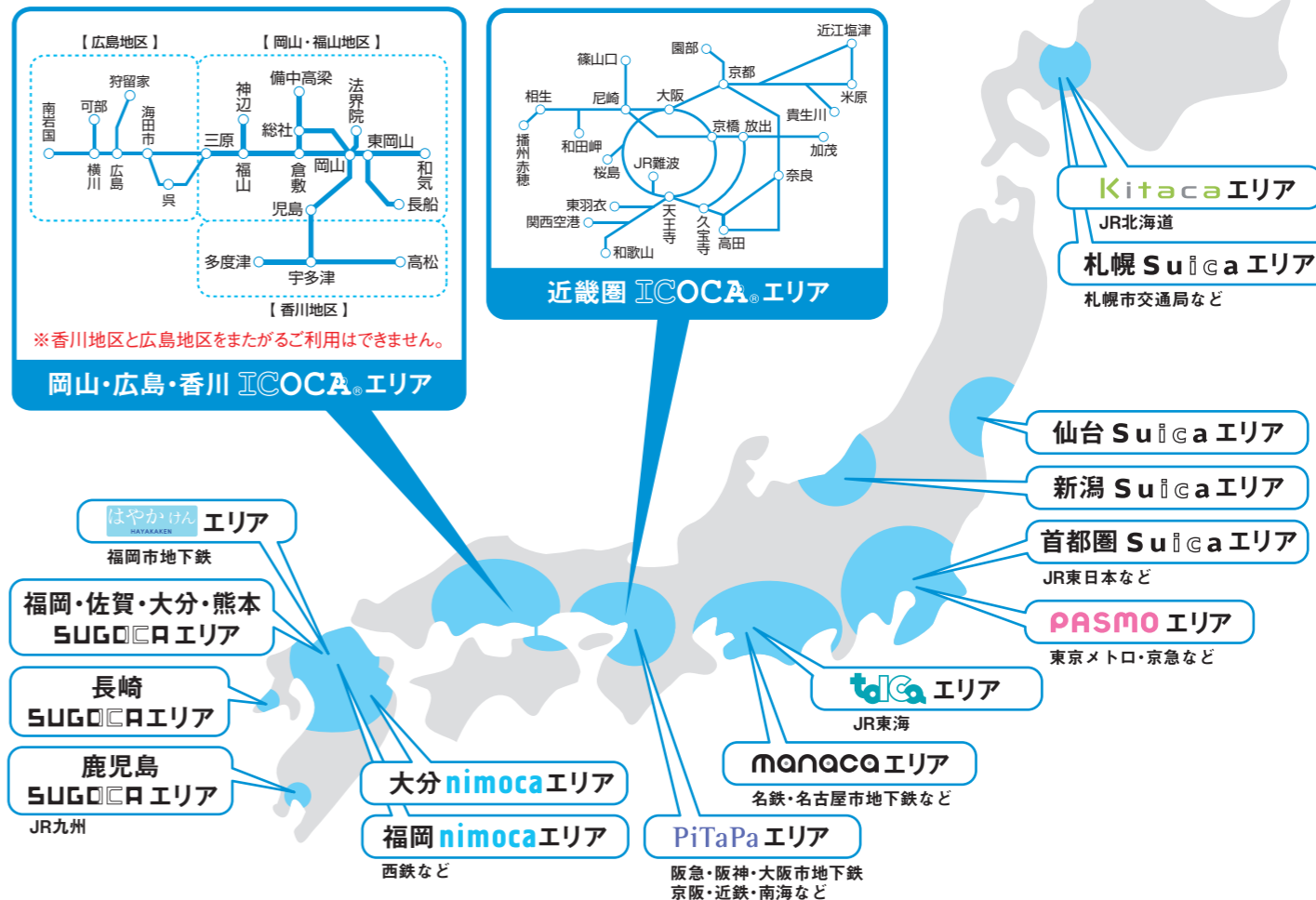
日本を、一枚で。

ICOCA®1枚で、ICOCA®エリアはもちろん、Kitaca・PASMO・Suica・manaca・TOICA・PiTaPa・はやかけん・nimoca・SUGOCAエリアでも鉄道・バスなどでもご利用OK!

ICOCA®電子マネーはICOCA®加盟店の他、上記カードの加盟店でもご利用いただけます。

※ただしPiTaPaは電子マネー相互利用サービス対象外です。

※各エリア外への乗り越し、エリアをまたがるご利用はできません。



● ICOCA® エリアでご利用可能なICカード



このマークは、交通系ICカード全国相互利用のシンボルマークです。
お手持ちの交通系ICカードは、全国のICマークのある鉄道・バス・お店などで使えます。
※新幹線はご利用になれません。 ※ご利用エリアについては各社のホームページでご確認ください。 ※それぞれのエリアをまたがってご利用になれません。 ※上記のエリア外では、ご利用になれません。
※ICOCA®はPASPYエリアでもご利用いただけます。 ※下関駅でも[SUGOCA]のサービスをご利用いただけます。

2014年3月1日現在の情報です。

IC用の自動改札機の種類



自動改札機の通り方

- 1 自動改札機・簡易型自動改札機のカード読み取り部にICOCA®を確実にタッチしてください。**

タッチ部が青く光っているときにタッチしてください。
※自動改札機の乗車券投入口に入れないでください。カードが破損する恐れがあります。
- 2 「ピッ」または「ピピッ」などの音がします。**

自動改札機がカードの情報を読み取れない場合は、「ピピピピピ」と音が鳴りゲートが閉まります。ディスプレイに「もう一度ふれてください」と表示されますので、再度、カード読み取り部にタッチしてください。

① 案内音、ディスプレイのメッセージをご確認ください。

簡易型自動改札機にはゲート（扉）はありません。「ピピピピピ」あるいは「ピー」という音が鳴った場合は、次回のご利用ができなくなりますので、必ずディスプレイのメッセージをご確認ください。
※駅係員が不在の場合（無人駅等）は、次回ご利用前に有人駅の改札口係員にお申し出ください。
- 3 降車時にも必ず確実にタッチしてください。**

タッチされなかった場合、次回のご利用ができなくなります。

ICOCA®なら、自動精算でご利用がスムーズ!

ICOCA®にチャージしておけば、改札機で自動的に精算！乗車のたびにきっぷを買う必要がありません。

ICOCAでの自動精算

降車駅の自動改札機で、乗車駅から降車駅の運賃を減額します。

(例)多度津駅で乗車して高松駅で降車する場合（平成26年3月31日までの運賃での例）
※平成26年4月1日以降は運賃が異なります。



ICOCA®での自動改札機ご利用の際の注意事項

- ① ICOCA®は1枚だけご利用ください。**

2枚以上のICOCA®をバスキースに入れている場合、改札機を通ることができません。ICOCA®と他の交通系ICカードを入れている場合も同様です。
- ① 他の乗車券類と組み合わせてご利用の場合は、改札口（または精算窓口）へ。**

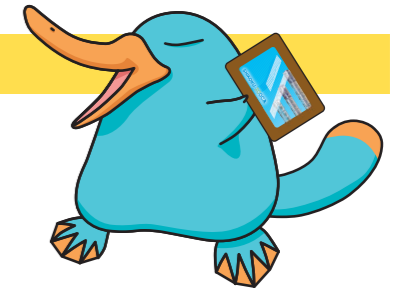
ICOCA®と、磁気定期券や回数券、きっぷ等と組み合わせてご利用の場合、改札窓口または精算窓口の係員にお申し出ください。（窓口でのカード処理が必要となります）
※ICOCAエリア外の駅や無人駅ではカードの処理ができず、次回ICOCAエリア内の有人駅で処理を行うまでICOCAをご利用いただけません。
- ① バスキースに他のカード等が入っている場合の注意**

 - 他のICカード（電子マネー用カードなど）
 - 表面が銀色地の光沢のある磁気カード（ポイントカードなど）
 - 硬貨・貴金属類等

上記がバスキースにICOCA®と一緒に入っている場合は、カードの情報を自動改札機が読み取れないことがありますのでご注意ください。
- ① ICOCA®の残額が、乗車駅から降車駅の運賃または精算額に満たない場合**

降車駅の自動改札機で出場できません。降車駅にチャージ機がある場合にはチャージしたうえで自動改札機をご利用ください。チャージ機がない駅では係員にお申し出ください。（ご利用区間の運賃を現金でいただき、ICカードには有人駅で処理を行うための証明書を発行します）
- ① 乗車時にICOCA®の残額が0円の場合**

乗車駅の自動改札機で入場できません。チャージ機でチャージしたうえで自動改札機をご利用ください。

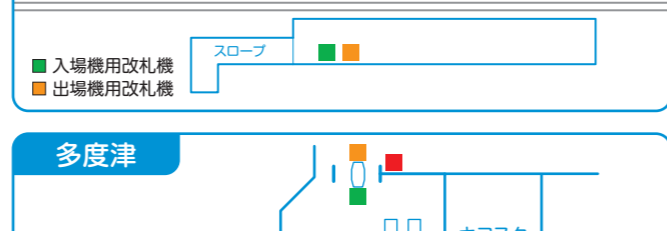
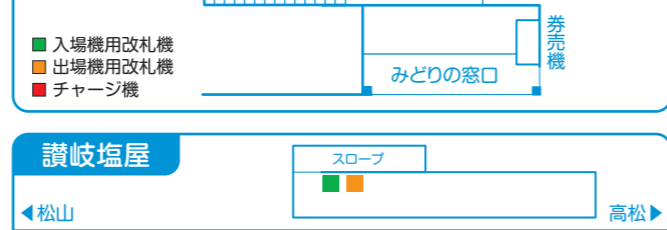
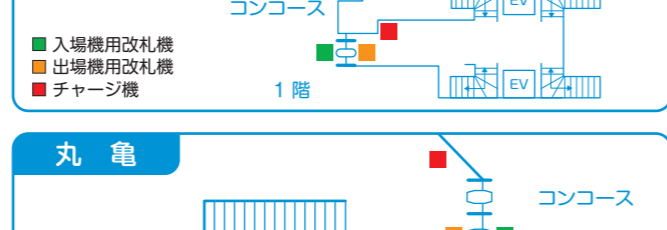
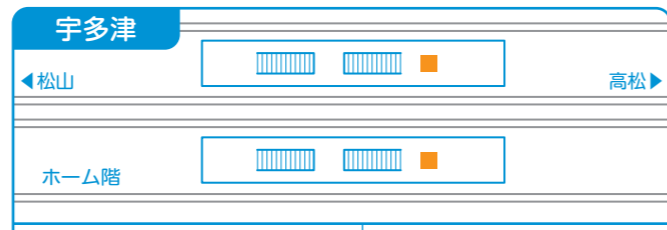
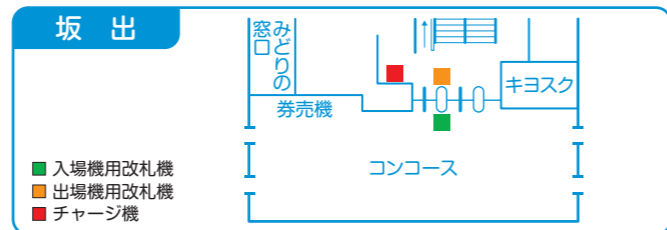
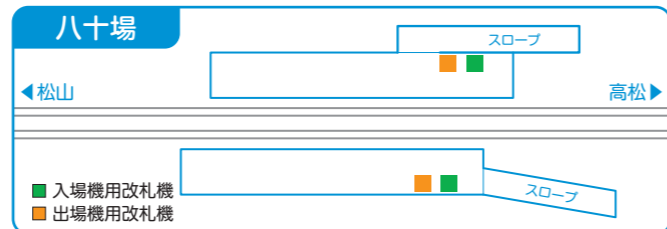
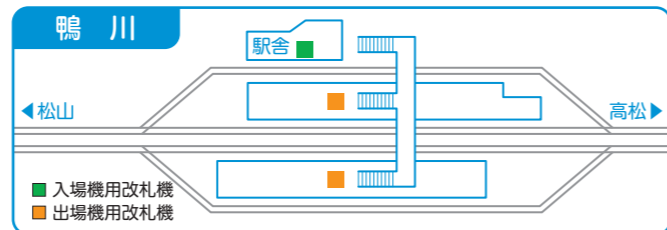
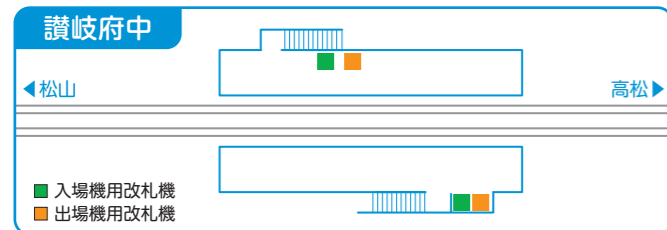
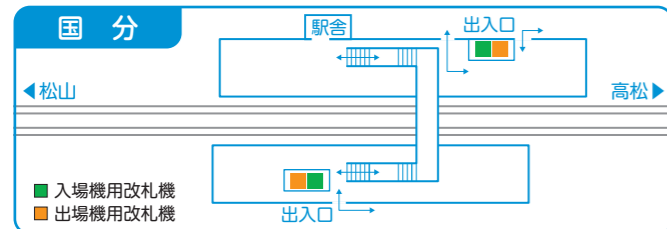
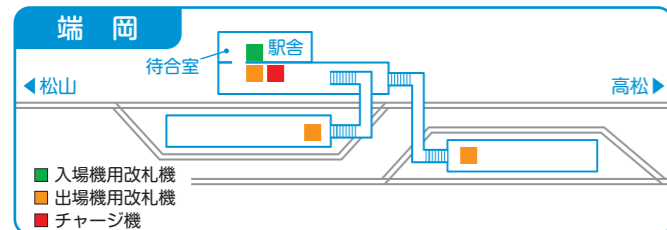
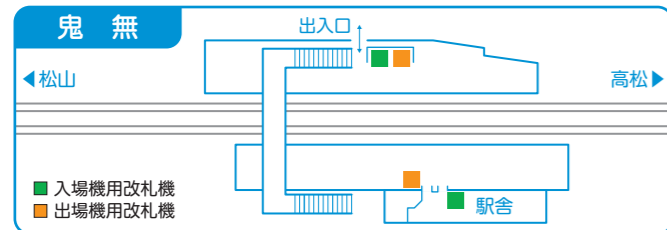
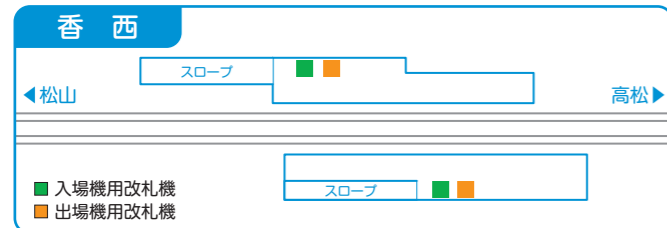
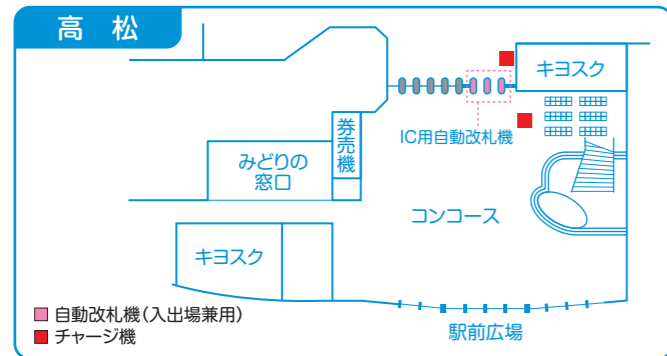


鉄道での
ご利用方法

鉄道での
ご利用方法

自動改札機の設置場所

香川地区の各駅の自動改札機は以下の場所に設置しています。



新幹線の乗換口をご利用の場合

ICOCA®は岡山駅などICOCA®エリア内の新幹線の乗換改札口でもご利用頂けます！

ICOCA®エリア内の在来線と新幹線の乗り継ぎが、よりスムーズに！

※交通系ICカード全国相互利用サービスにより、ICOCAを含め全国10のICカードがご利用いただけます。詳しくはP4をご覧ください。

ICOCA®エリア内の新幹線乗換改札口での使い方

ICOCA®などと新幹線の磁気券「きっぷ」(乗車券・特急券)をご利用の場合

【在来線から新幹線に乗り換える場合】

- はじめに新幹線の磁気券「きっぷ」をきっぷ投入口に投入してください。乗車券と特急券が別々の場合は、両方投入してください。
- ICOCA®などをカード読み取り部にタッチしてください。



【新幹線から在来線に乗り換える場合】

新幹線のきっぷだけを新幹線改札機に投入してください。精算が必要な場合は、在来線の降車駅で精算してください。

※のりこし精算機がある駅では、のりこし精算機に新幹線の乗車券とICOCA®を挿入することにより精算ができます。

ICOCA®などと「EX-ICカード」*をご利用の場合

※EX-ICカードは東海道・山陽新幹線をチケットレスでご乗車いただくためのエクスプレス予約会員専用のカードです。

【在来線から新幹線、新幹線から在来線に乗り換える場合とも】

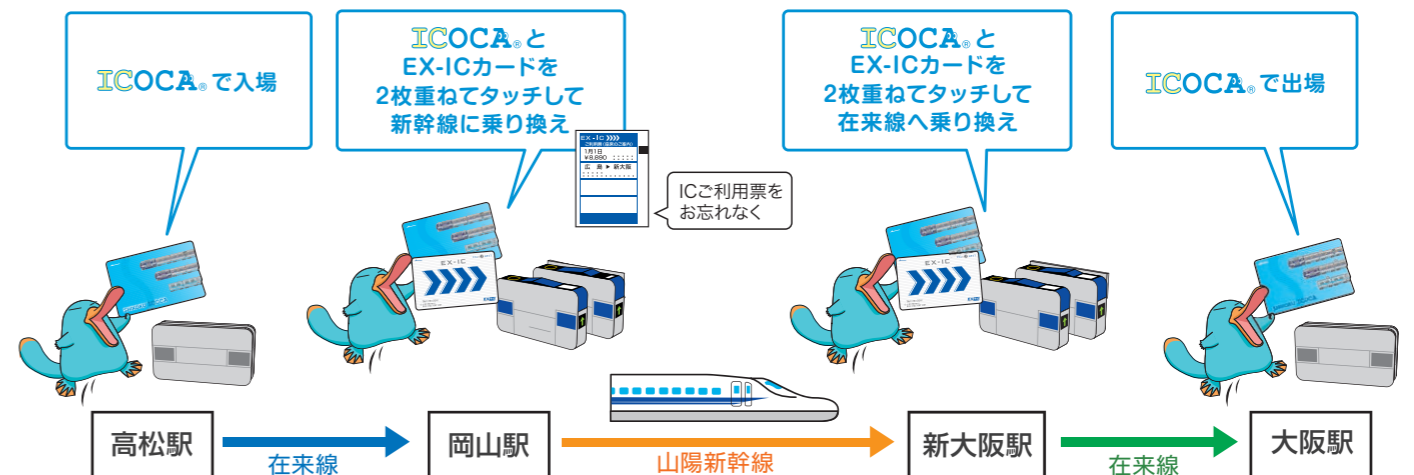
コレだけ！ EX-ICカードとICOCA®などを2枚重ねてタッチしてください。



新幹線から在来線に乗り換える場合ICOCA®などの残額が条件を満たさない場合は新幹線改札機をご利用になれません。

- ICOCA®エリア内各駅：1円以上
- ※全国相互利用他社のエリアでは条件が異なる場合があります。

(例) 高松駅から大阪駅までICOCA®とEX-ICカードを組み合わせてご利用の場合



チャージ(入金)

ICOCA®は1枚のカードを繰り返しご利用いただけます。

残額が少なくなったらチャージしてください。

ご利用手順

- チャージ機右上のカードホルダーにICOCA®を挿入してください。



- ご希望のチャージ金額ボタンを押してください。

チャージ金額は、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円の中からお選びください。

※SMART ICOCA®にチャージの場合、原則としてクイックチャージとなります。
※クイックチャージは3,000円、5,000円、10,000円からお選びください。


- チャージ金額分の現金を投入してください。

※SMART ICOCA®のクイックチャージの場合は現金の投入は不要です。


- 領収書が必要な場合は「領収書発行」ボタンを押してください。


- カードホルダーからICOCA®を抜き取ってください。

チャージ時の注意事項

- ICOCA®のチャージは、ICOCA®マークのあるチャージ機で。

ICOCA®マークのあるチャージ機などで行うことができます。JR四国では、高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅のチャージ機でチャージできます。

四国内のICOCA®マークのある以下のコンビニの各店舗でもチャージできます。

 - ローソン
 - セブン-イレブン
 - サークルKサンクス
 - デイリーヤマザキ
 - ポプラ
- ICOCA®マークのあるチャージ機ではSMART ICOCA®のクイックチャージもできます。
- SMART ICOCA®のクイックチャージを除き、現金以外でのチャージはできません。
- 相互利用を行っている他の交通機関等でもチャージできます。
(一部交通機関の機器でご利用ができない場合があります。)
- カード内残額が20,000円を超えるチャージはできません。

払いもどしなど



払いもどし

ICOCAの払いもどし

●払いもどし額の計算方法

 ICOCA	$\text{カード残額} - 210\text{円}^* + 500\text{円}$ <p>払いもどし手数料 デPOSIT</p> <p><small>※平成26年4月1日以降は220円になります</small></p>
 ICOCA定期券	<p>ICOCA定期券・子どもICOCA®・子どもICOCA®定期券はJR四国の駅では払いもどしできません。 お買い求めいただいた会社の駅にお持ちください。</p>
 子どもICOCA	
 子どもICOCA定期券	

※払いもどし計算額(カードの残額を含みます)が払いもどし手数料以下の場合は、500円(デPOSIT)のみを返金いたします。
※駅の営業時間又は機器の稼働時間にかかわらず0:50~5:00までの間はお取り扱いできません。(機器や回線の障害等によりお取り扱いできない場合もあります。)

●払いもどし箇所

高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅の窓口にお申し出ください。

※ICOCA定期券・子どもICOCA®・子どもICOCA®定期券は、お買い求めいただいた会社の駅にお持ちください。

SMART ICOCA®の払いもどし

SMART ICOCA®の払いもどしは、カード裏面に記載のSMART ICOCA®問合せダイヤルにお電話ください。

※駅では払いもどしのお取り扱いはしていません。

紛失再発行

ICOCA定期券及び子どもICOCA®の紛失再発行

高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅の改札口係員にお申し出いただくと、お申し出により使用停止手配を行います。再発行はJR西日本のICOCAエリアの駅の「みどりの窓口」または改札口係員にお申し出ください。使用停止完了となった時点での定期券情報とカード残額により、新しいカードに再発行いたします。

※再発行の際には、再発行手数料500円(注)と新しいカードのデPOSIT(500円)、計1,000円が必要となります。(注:平成26年4月1日以降は再発行手数料は510円となります。)
※再発行カードのお受け取りは、お申し出日の翌日から14日以内です。
※お申し出、お受け取りの際には公的証明書のご提示が必要となります。なお、お申し出の際には所定の申込書にご記入いただけます。
※子ども用カードの紛失再発行のお申し出、お受け取りは、ご利用のご本人以外の方(代理人)でもお取り扱いいたします。なお、この場合は代理人の方とご利用のご本人との関係が分かる公的証明書のご提示が必要です。
※一旦、紛失再発行の手続きをとられますと、お取り消しはできません。
※JR四国で発売するICOCA®など、おとな用の「ICOCA®」は紛失再発行のお取り扱いいたしません。
※駅の営業時間又は機器の稼働時間にかかわらず0:50~5:00までの間はお取り扱いできません。(機器や回線の障害等によりお取り扱いできない場合もあります。)

SMART ICOCA®の紛失再発行

紛失・盗難の際は、すぐにSMART ICOCA®紛失ダイヤルまでご連絡ください。使用停止の手配を行います。

【SMART ICOCA®紛失専用ダイヤル】078-382-8692 (有料・24時間・年中無休)

その他、SMART ICOCA®に関するお問い合わせ(個人情報変更等)は、SMART ICOCA®問合せダイヤルにお問い合わせください。

【SMART ICOCA®問合せダイヤル】0570-015-015 (固定電話からは市内通話料にて利用可能・9:00~18:00・年中無休)
078-382-8655

ご利用に役立つ機能

ご利用履歴の確認方法

チャージ機(入金機、写真右)では、ICOCA®のご利用履歴(明細)を印字することができます。



ご利用履歴の印字の手順

1 チャージ機右上のカードホルダーにICOCA®をセットしてください。

2 「履歴印字」ボタンを押してください。

3 ご利用明細が発券されます。



ご利用履歴の印字・確認の際の注意事項

① ご利用履歴は、直近のご利用分(定期券区間内の乗降のご利用は除きます)を最大20件まで印字することができます。

20件を超えるご利用分をご希望の場合は、高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅の改札口係員にお申し出ください。(最大50件までの印字が可能です。)

SMART ICOCAは、携帯電話やパソコンでご利用履歴を確認することもできます。(履歴の反映にはご利用から数日かかります。)

※自動改札機にしっかりタッチしていない場合など、一部印字できない場合があります。

※交通系ICカード全国相互利用他社でご利用される場合、他社利用の履歴についてはご利用の駅名が印字(表示)されないことがあります。

※ご利用された日から26週間以上経過した履歴は、印字(表示)されません。

自動改札機ご利用時の案内音について

カードの残額が1,000円以下になった場合、自動改札機ご利用時に通常の案内音とは異なる音でお知らせします。

案内音	通常	カードの残額が1,000円以下
 ICOCA こどもICOCA SMART ICOCA	ピピッ	ピピピッ

※残額不足等の場合は「ピー」、自動改札機がカードを読み取れない場合は「ピピピピ」と音が鳴ります。

※「ICOCA 定期券」で定期券区間外の駅の自動改札機をご利用の場合は「ピピッ」と音が鳴ります。

ICOCA 電子マネー

ICOCA 電子マネーとは

今お持ちのICOCA®が、コンビニや飲食店などでの支払いにもご利用になれます。



ICOCA マークが目印



ICOCA 電子マネーは、上記マークのあるお店でご利用いただけます。

お支払いに使えるカード



ご利用可能店舗はICOCA 電子マネーがご利用可能なお店 (<http://icocaem.jr-odekake.net>) をご覧ください。

ICOCA 電子マネーのご利用手順

1 商品を持ってレジへ

事前にチャージしたうえでご利用ください。

2 「ICOCA®で」と申し出ください。

お会計の際、ICOCA®でお支払いの旨を店員にお申し付けください。

3 カードリーダーにタッチ!

端末に表示される金額を確認し、カード読み取り部にICOCA®をタッチしてください。ICOCA®はパスケースに入れたままでOK!

3 お支払い完了

「ピピッ」と音がしたら、お支払い完了です。端末にお支払い後のICOCA®の残額が表示されますのでご確認ください。

※ICOCA®がうまく読み取れなかった場合、「ピピピピ」と音がします。その場合はもう一度しっかりと読み取り部にタッチしてください。



ICOCA 電子マネーのご注意事項

① 「きっぷ機能」のない「ICOCA 定期券」の場合

「きっぷ機能」のない「ICOCA 定期券」はICOCA 電子マネーがご利用いただけません。



でのお支払いも可能です。

① PiTaPaでのお支払いはできません。

① 金券など一部の商品についてはご利用いただけません。詳しくはお店の係員におたずねください。

① 商品購入時にICOCA®の残額が足りない場合
不足分は現金でお支払いください。2枚以上のICOCA®を使用してお支払いはできません。

① ICOCA®の残額が少なくなった場合

ICOCA®のマークがついたチャージ機でチャージしてください。

※カード内残額が20,000円を超えるチャージはできません。

※ICOCA®が使えるお店の一部ではICOCA®にチャージできます。

SMART ICOCOAのご購入・クイックチャージ(入金)

SMART ICOCOAのご購入は「お持ちのクレジットカードでのご購入」か、「J-WESTカードとの同時お申し込み」の2つの方法がございます。

※SMART ICOCOAは1枚2,000円(デポジット500円を含む)です。
※SMART ICOCOAはおひとり様1枚に限りお申し込みになります。

お持ちのカード

お持ちのクレジットカードでSMART ICOCOAを購入

※ご利用可能なクレジットカード: J-WEST CARD, JCB, UFJ Card, NUB CARD, VISA, UC, MasterCard, Diners Club International, IC

JR西日本のホームページ「JRおでかけネット」でお申し込み

「JRおでかけネット」から「SMART ICOCOA入会申込書」を請求し必要事項を記入のうえ郵送でお申し込みください。

駅等に設置の「SMART ICOCOA入会申込書」でお申し込み

JR西日本のICOCOAエリアの主な駅などに設置されている「SMART ICOCOA入会申込書」に、必要事項を記入のうえ郵送でお申し込みください。

大阪駅のカウンターでお申し込み

大阪駅「Club J-WEST サービスコーナー」でSMART ICOCOAを即日発行します。
営業時間…10:30~19:00(年末年始休業)

必要なもの

- (1)決済用クレジットカード
- (2)本人確認書類

【運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)、身体障害者手帳、療育手帳のうちいずれかの原本を1点】
(注)「在留カード」「特別永住者証明書」とみなされる「外国人登録証明書」を含みます。また、「運転経歴証明書」「身体障害者手帳」「療育手帳」は更新期限がない場合もあるため、顔写真との照合ができない場合はお申し込みをお断りすることもあります。

【SMART ICOCOAのクレジットカード登録にあたって】

○SMART ICOCOAはおひとり様1枚の発行となります。○お申し込みご本人名義のクレジットカードに限り。なお海外発行のものなど、一部お申し込みいただけないクレジットカードがあります。○チャージ時のポイント等付与の有無については、クレジットカード発行会社にご確認ください。

J-WESTカードを新規申し込みして同時にSMART ICOCOAを購入

JR西日本のホームページ「JRおでかけネット」のオンライン入会サービスからお申し込み

「JRおでかけネット」の「J-WESTカードオンライン入会サービス」からお申し込みいただく際に、合わせてSMART ICOCOAもお申し込み下さい。
オンライン入会について詳しくはJR西日本のホームページ「J-WESTカード」

JR西日本のホームページ「JRおでかけネット」でお申し込み

「JRおでかけネット」から「J-WESTカード入会申込書」を請求し、SMART ICOCOAのお申し込み欄に「」チェックのうえ郵送でお申し込みください。

駅等に設置の「J-WESTカード入会申込書」でお申し込み

JR西日本の主な駅やJR西日本グループ会社の各所に設置されている「J-WESTカード入会申込書」を請求し、SMART ICOCOAのお申し込み欄に「」チェックのうえ郵送でお申し込みください。

SMART ICOCOA お申込欄
デポジット:500円 初回チャージ金額:1,500円
申し込み

J-WESTカード 入会申込書
(様式は変更される場合があります)

大阪駅のカウンターでお申し込み

大阪駅「Club J-WEST サービスコーナー」でSMART ICOCOAを即日発行します。
※発行には、1~2時間ほどお時間がかかります。またお渡し日が翌日以降になる場合があります。

営業時間…10:30~19:00(年末年始休業)
【受付時間】J-WEST VISA / J-WEST MasterCard 18:00まで、J-WEST JCB 17:30まで

必要なもの

- (1)本人名義の金融口座名
- (2)口座番号
- (3)口座お届け印
- (4)本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)、身体障害者手帳、療育手帳のうちいずれかの原本を1点】
(注)「在留カード」「特別永住者証明書」とみなされる「外国人登録証明書」を含みます。また、「運転経歴証明書」「身体障害者手帳」「療育手帳」は更新期限がない場合もあるため、顔写真との照合ができない場合はお申し込みをお断りすることもあります。

大阪駅「Club J-WEST サービスコーナー」 営業時間…10:30~19:00(年末年始休業)

①大阪駅「Club J-WEST サービスコーナー」でJ-WESTカードとSMART ICOCOAを同時にお申し込みする際の注意事項

※本人確認書類に記載している住所と申込書にご記入いただく住所が異なる場合は、申込書記載の住所が明記されている健康保険証、住民票、公共料金の領収書、社会保険料の領収書、国税・地方税の領収書または納税証明書が必要となります(発行より6ヵ月以内のものをご用意ください)。※学生の方は学生証も必要です。

○大阪駅Club J-WEST サービスコーナーでは、備え付けの専用申込書でお申し込みいただけます。○J-WESTカードは、即日発行できません。後日、ご自宅へ郵送でお届けします。○20歳未満の方はサービスコーナーでお申し込みいただけません。

SMART ICOCOAのクイックチャージ

SMART ICOCOAをチャージ機に挿入してご希望のチャージ金額のボタンを押すだけでチャージが完了します。

クイックチャージの金額は、3,000円、5,000円、10,000円の中からお選びください。毎月1日~月末のご利用をまとめて翌月以降の請求日に決済用にご登録されたクレジットカードで決済されます。

カード内残額が最大20,000円を超えるチャージはできません。クイックチャージ限度額は1日20,000円、1か月40,000円です。

※クイックチャージ限度額を超えた場合でも、現金でのチャージは可能です。

※駅の営業時間又は機器稼働時間にかかわらず0:50~5:00までの間はクイックチャージのお取り扱いができません。(機器や回線の障害等によりお取り扱いできない場合もあります)



J-WESTポイントをチャージできます。

SMART ICOCOAやJ-WESTカードのご利用で貯まったJ-WESTポイントは、SMART ICOCOAにチャージでき、列車のご利用やお買い物にお使いいただけます。

ポイントチャージの方法

- 1 パソコンからJR西日本のホームページ「JRおでかけネット」にアクセスしてポイントチャージをお申し込み。
携帯電話からもお申し込みできます。郵送でのお申し込みもできます。
※パソコン、携帯電話からの申し込みの際は「J-WESTネット会員」の登録が必要です。金額:3,000円~3,000ポイント 5,000円~5,000ポイント
- 2 チャージ機でポイントチャージ。(お申し込みの翌日以降)
※お申し込みの翌日以降、ポイントチャージが完了するまでクイックチャージできません。
- 3 鉄道で! 電子マネーで! ご利用下さい。

クイックチャージ、ポイントチャージがご利用できる機器

高松駅、端岡駅、坂出駅、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅のチャージ機でクイックチャージ・ポイントチャージがご利用できます。

※駅の営業時間又は機器稼働時間に関わらず0:50~5:00までの間はクイックチャージ、ポイントチャージのお取り扱いができません。(機器や回線の障害によりお取り扱いできない場合もあります)



「J-WESTカード」について詳しくは、JR西日本のホームページをご覧ください。

J-WESTカード 検索



ICOCA®ご利用についてQ&A

Q カードの残額はあるはずなのに、自動改札機で使えません。どうすればよいのでしょうか？

A 恐れ入りますが、改札口係員にお申し出ください。前回ご利用時の精算が済んでいない場合や、カードが破損している場合などが考えられます。カードが破損している場合には再発行の手続きをいたします。なお、お申し出当日はカードの再発行ができませんので証明書をお渡しし、翌日以降カードを再発行いたします。
※高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅で手続きをいたします。

Q ICOCA®で乗車して、誤って利用可能エリア外の駅まで行ってしまった場合は、どうすればよいのでしょうか？

A 降車駅の改札口係員又は車掌にお申し出ください。乗車駅からの運賃を現金でお支払いいただけます。カードはそのままでは次回ご利用いただけません。次回ご利用前に、ICOCA エリア内の駅^(注)の改札口係員にお客様のICOCA と、降車駅または車内でお申し出します証明書をご提示ください。
※注 JR四国では、高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅でお取り扱いします。

※ICOCA エリア外の駅までご乗車される場合は、あらかじめ乗車駅で目的の駅までのきっぷをお買い求めください。
※ICOCA エリアは、4ページをご参照ください。

Q ICOCA®で在来線の特急列車に乗車することはできますか？

A ご利用可能エリア内の駅相互間のご乗車であれば、ご利用区間の特急券をお買い求めのうえ、ご利用ください。

Q 自動券売機で1,000円チャージするつもりが、誤って3,000円チャージしてしまいました。取り消すことができますか？

A 以下の条件をすべて満たしている場合は、ご返金させていただきます。ICOCA エリアの駅の窓口にお申し出ください。
●チャージした当日にお申し出いただいた場合。
●チャージした駅と同一の駅にお申し出いただいた場合。
●チャージ後にきっぷの機能をご利用になっていない場合。

Q ICOCA®で改札口を出場する際、扉が閉まった(普段と違う音が鳴った)気がします。今度、このICOCA®を利用する際、普通に改札口を通ることができますか？

A 改札口を出場する際に扉が閉まった場合や「ピー」という音が鳴った場合、そのままでは次回そのICOCA®を利用して改札口を入場することはできません。ICOCA エリア内の駅の改札口の係員にお申し出いただき、前回ご利用時の状況をお知らせください。入場可能な処理を行います。(この際、前回ご利用分の運賃が精算されていない場合は、運賃を精算したうえで処理を行います)

その他の注意事項

- 入場後は当日に限り有効です。
- 入場券としてはご利用になれません。
- 入出場記録のないカードは入場あるいは出場できないことがあります。入場・出場時には必ず自動改札機のカード読み取り部にタッチしてご利用ください。
- ICOCA のきっぷの機能は、車内精算ではご利用になれません。
- 万一、不正に使用された場合、カードを無効として回収し、所定の運賃・増運賃をいただきます。この場合、デポジットは返金いたしません。
- ICOCA の取り扱いについては、当社ICカード乗車券取扱規則等の規定によります。
- ICOCA は外部からの圧力その他の理由によりカード内部が破損することがあります。カードを曲げたりしないようにしてください。なおカードが破損している場合は、再発行の手続きをさせていただきます。(故意の場合等を除きます。)

ICOCA®電子マネー、ICOCA®相互利用についてQ&A

Q ICOCA®電子マネーは、どこのお店で使えますか？また、お店にある商品は、何でも購入できますか？

A マークのあるお店でご利用いただけます。金券など一部の商品については、ICOCA 電子マネーがご利用になれません。詳しくは、JR西日本のホームページをご覧ください。

Q ICOCA®電子マネーで商品を購入しようとしたら、ICOCA®の残額が足りませんでした。どうすればよいのでしょうか？

A お支払いの際、ICOCA®の残額が不足している場合は、現金でお支払いください。2枚以上のICOCA®を使用してお支払いはできません。ICOCA®の残額が少なくなったら、 のマークがついたチャージ機でチャージしてください。
※詳しくはP9をご参照ください。
※ICOCA®の使えるお店の一部ではICOCA®にチャージできます。

Q 他の交通機関の駅などでICOCA®にチャージすることはできますか？

A 交通系ICカード全国相互利用の他社エリアの駅などでもICOCA®にチャージすることができます。

Q 他の交通機関の駅などでICOCA®の払いもどしができますか？

A ICOCA®の払いもどしは高松駅・端岡駅・坂出駅・宇多津駅・丸亀駅・多度津駅および、他社のICOCA 取扱駅でお取り扱いいたします。ただし、ICOCA 定期券・子どもICOCA・子どもICOCA 定期券の払いもどしにつきましては、ICOCA 定期券をお買い求めいただいた鉄道会社の駅でお取り扱いいたします。

SMART ICOCA®についてQ&A

Q 自分のSMART ICOCA®以外に家族のSMART ICOCA®も申し込むことができますか？

A 決済カードの名義人以外のSMART ICOCA®を発行することはできません。別途、ご家族の方の決済用クレジットカードでSMART ICOCA®をお申し込みください。

Q クイックチャージはいくらからできますか？

A 3,000円、5,000円、10,000円からお選びいただけます。チャージ金額は後日クレジットカードで決済されます。(1,000円、2,000円のチャージはございません。)

Q J-WESTカードと「SMART ICOCA®」は別のカードですか？

A 別々のカードです。また SMART ICOCA®にチャージしたり、ご利用の際にJ-WESTカードを携帯していただく必要はありません。

Q 今持っているクレジットカードでSMART ICOCA®を利用することができますか？

A のカードをお持ちの場合、SMART ICOCA®をご利用いただけます。詳しくは13ページをご覧ください。

Q 決済用クレジットカードの変更をしたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A JR西日本のホームページからJRおでかけネット会員サポートメニューにログインのうえ、変更申込書をご請求ください。SMART ICOCA®問合せダイヤルでもご請求いただけます。

ICカード乗車券取扱規則

第1章 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、四国旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード(定期乗車券機能を搭載したものを含まず。以下これを「ICカード乗車券」といいます。)による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、西日本旅客鉄道株式会社が発行するICカード乗車券(以下「ICOCA乗車券」といいます。)とし、そのサービス内容とご利用条件は、この規則の定めるところによります。

2 西日本旅客鉄道株式会社が定めるところによりICOCA乗車券が相互利用するICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規則の定めるところによります。

3 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券によるサービス内容とご利用条件は、改定された規則の定めるところによります。

4 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。
(注) 別に定めるもの主なもの、次のとおりです。

- (1) 旅客営業規則(昭和62年4月四国旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。)
- (2) ICカード乗車券取扱約款(平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号)
- (3) ICOCA電子マネー取扱約款(平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号。以下「電子マネー約款」といいます。)

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
- (2) 「ICOCA」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したICOCA乗車券をいいます。
- (3) 「小児用ICOCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するICOCAをいいます。
- (4) 「ICOCA定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券の機能とストアードフェアカードの機能を搭載したICOCA乗車券をいいます。
- (5) 「小児用ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するICOCA定期券をいいます。
- (6) 「スマートICOCA」とは、西日本旅客鉄道株式会社が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等について別に約定したものをいいます。
- (7) 「自動改札機」とは、ICOCA乗車券の改札を行う改札機をいいます。
- (8) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (9) 「チャージ」とは、ICOCA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (10) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。
- (11) 「乗車券等」とは、ICOCA乗車券用の自動券売機(チャージ機能付きの無人駅自動券売機を除きます。以下同じ。)により発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券をいいます。

(契約の成立)

第4条 ICOCA乗車券による契約の成立時期は、ICOCA乗車券を購入したときとします。
2 個別の運送契約の時期は、当社の駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。ただし、その成立について別段の意思表示があつた場合を除きます。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるICOCA乗車券の利用エリアは別表1に定める範囲とし、エリアを越えてのご利用はできません。

2 前項の規定にかかわらず、旅客は第44条に記載の西日本旅客鉄道株式会社におけるICカード乗車券を取り扱う各駅のうち、別表2に記載の「岡山・広島・香川エリア岡山福山地区」の各駅と、当社線をまたがってご利用することができます。

(利用エリア外の駅での取り扱い)

第8条 前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、別表1に定める範囲外の駅において、ICOCA乗車券の取り扱いを行うことがあります。

(使用方法)

第9条 ICOCA乗車券を用いて乗車するときは、第7条に定める利用エリア内の駅相互間を自動改札機による改札を受けて入場し、同一のICOCA乗車券により自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前項の場合であつて、別に定める場合は、新幹線乗換駅に設置する新幹線乗換改札機において、ICOCA乗車券と新幹線に有効な乗車券類等とを併用することができます。この場合、新幹線乗換改札機による改札をもつて、前項に規定する利用エリア内の駅の自動改札機による改札とみなして取り扱います。

3 前各項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃に充当します。

(発売箇所)

第10条 当社におけるICOCA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のICOCA乗車券を同時に使用することはできません。
2 入場時に使用したICOCA乗車券を出場時に使用しなかつた場合は、当該ICOCA乗車券で再び入場することはできません。

3 次の各号の1に該当する場合には、ICOCA乗車券は直接自動改札機で使用する事ができません。

- (1) 入場時にSF残額がないとき
- (2) 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) ICOCA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるICOCA乗車券の内容の読み取りが不能となつたとき
- (4) 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
- (5) 第9条第2項に規定する場合を除いて、他の乗車券と併用して使用することはできません。
- (6) 偽造、変造又は不正に作成されたICOCA乗車券を使用することはできません。

(サービスの制限又は停止)

第12条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法若しくは乗車する列車等の制限
- (3) 前項の規定による制限をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
- (4) 本条に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカードの所有権)

第13条 ICOCA乗車券に使用するICカードの所有権は、西日本旅客鉄道株式会社が定めるところにより同社に帰属し、その取り扱いは同社の定めるところによります。

2 ICOCA乗車券が不要となつたとき及びそのICOCA乗車券を使用する資格を失つたときは、ICカードを当社または西日本旅客鉄道株式会社に返却しなければなりません。

3 当社または西日本旅客鉄道株式会社の都合により、予告なく貸与したICカードを交換する場合があります。

(デポジット)

第14条 第10条に定める発売箇所においてICOCA乗車券を発売するにあたり、当社はICカードを西日本旅客鉄道株式会社にかわり旅客に貸与することができます。この場合、当社は西日本旅客鉄道株式会社に代わり、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

2 ICOCA乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第15条、第26条又は第37条に定める場合を除き、当社は西日本旅客鉄道株式会社に代わりデポジットを返却します。

3 デポジットは、旅客運賃に充当することはできません。

(ICOCA乗車券の失効)

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、西日本旅客鉄道株式会社が特に定めた場合には、ICOCA乗車券は失効することがあります。この場合の取扱いは西日本旅客鉄道株式会社の定めるところによります。

2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第16条 ICOCA乗車券(身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券を除く。以下本条において同じ。)には、当社が設置する入金機で当社が定めるところによりチャージすることができます。

2 前項のほか、西日本旅客鉄道株式会社が設置するICOCA乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機(チャージ機能付きの無人駅自動券売機を含みます。以下同じ。)において、同社が定めるところによりチャージすることができます。

3 前2項のほか、ICOCA乗車券には、電子マネー約款に規定する加盟店のうちICOCA乗車券へのチャージを取り扱う店舗でチャージすることができます。

4 前各項の場合、ICOCA乗車券には、別表3に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第17条 旅客は、ICOCA乗車券のSF残額を当社が設置する入金機又は自動改札機により確認することができます。

2 前項のほか、西日本旅客鉄道株式会社が設置するICOCA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又は自動改札機により確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICOCA乗車券の利用履歴を当社が設置する入金機又は西日本旅客鉄道株式会社が設置する入金機、ICOCA乗車券用の自動券売機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券等との引き換えを行った場合の取扱月日、運賃収受対象区間(一部の取り扱いについては取扱箇所)及び取扱後のSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から最大20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。
 - 出場処理がされていない利用履歴
 - 自動改札機による処理が完全に行われなかつたときの利用履歴
 - 26週間を経過した利用履歴

(スマートICOCAの取扱条件)

第19条 スマートICOCAにかかわるご利用条件等は西日本旅客鉄道株式会社の

定めるところによります。

第2章 IC O C A

(発売額)

- 第20条** IC O C Aの発売額は、2,000円（デポジット500円を含む）です。
2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することができます。

(小児用 IC O C Aの発売)

第21条 小児用 IC O C Aは、西日本旅客鉄道株式会社の小児用 IC O C Aの発売を行う駅において、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところにより発売します。

(記念 IC O C Aの発売)

第22条 発売箇所及び発売枚数を限定した特別デザインの記念 IC O C A（以下「記念 IC O C A」といいます。）を発売することがあります。

(運賃の減額)

- 第23条** IC O C Aを第9条第1項の規定により使用する場合、出場時に IC O C AのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用 IC O C Aにあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他の IC O C Aにあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。
2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃の運賃計算経路は、利用エリア内において片道普通旅客運賃が最も低廉となる経路とします。

(小児用 IC O C Aの再印字)

- 第24条** 小児用 IC O C Aは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。
2 券面表示事項が不明となった小児用 IC O C Aは、これを西日本旅客鉄道株式会社の小児用 IC O C Aを発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

- 第25条** 第9条第1項の規定により使用する場合の IC O C Aの効力は、次の各号に定めるところとします。
(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとし、この場合、小児用 IC O C Aにあつては、1枚をもって券面に記名された小児1人、その他の IC O C Aにあつては、1枚をもって大人1人に限るものとし、ただし、小児用以外の IC O C Aから大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。
(2) 小児用 IC O C Aは旅客規則第73条に定める小児の記名人のみが使用できます。
(3) 第1号の規定により乗車する場合の乗車区間の経路については、当該乗車区間に対する片道普通旅客運賃の運賃計算経路にかかわらず、利用エリア内に限り他の経路を乗車することができます。
(4) 途中下車の取り扱いはしません。
(5) 入場後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

- 第26条** IC O C Aは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。
(1) 第11条第5項の規定に違反して乗車した場合
(2) 旅行開始後の IC O C Aを他人から譲り受けて使用した場合
(3) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合
(4) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
(5) その他不正乗車的手段として使用した場合
2 前項によるほか、小児用 IC O C Aにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。
(1) 記名人以外の者が使用した場合
(2) 券面表示事項が不明となった小児用 IC O C Aを使用した場合
(3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 IC O C Aを使用した場合
(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
3 第1項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
4 偽造、変造又は不正に作成された IC O C Aを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の取受等)

- 第27条** 前条第1項又は第2項の規定により、 IC O C Aを無効として回収した場合（同条第4項において準用する場合を含む。）は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて取受します。
2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を取受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第266条の規定を準用して計算します。

(紛失再発行)

- 第28条** 旅客は、 IC O C Aの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。
2 前項にかかわらず、小児用 IC O C Aの記名人が当該小児用 IC O C Aを紛失した場合で、別に定める申込書を小児用 IC O C Aの再発行登録を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用 IC O C Aに対して再発行登録を行います。
(1) 公的証明書等の提示により、再発を請求する旅客が当該小児用 IC O C Aの記名人本人又は代理人であることを証明できること。
(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が西日本旅客鉄道株式会社のシステムに登録されていること。
3 再発行は、再発行登録による利用停止措置を行った翌日の窓口営業時間から14日以内に、西日本旅客鉄道株式会社の小児用 IC O C Aの再発行を行う駅において、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところにより行います。
4 第2項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。

(当社の免責事項)

第29条 紛失した小児用 IC O C Aの使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 IC O C AのSFの使用や払いもどし等で生じた旅客の損害額については、当社はその責を負いません。

(障害再発行)

- 第30条** IC O C Aの破損等によつて IC O C Aの処理を行う機器での取り扱いが不能となった場合は、その原因が故意と認められる場合を除き、当該 IC O C AのSF残額と同額の IC O C Aの再発行の取り扱いを行います。
2 前項の取扱いは、別に定める申込書を IC O C Aの再発行を行う駅に提出したときに限り取り扱います。この場合、当該 IC O C Aに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の営業時間から14日以内に再発行を行います。
3 前2項にかかわらず、小児用 IC O C Aについて別に定める申込書により再発行の申告があつた場合には、当社の駅では再発行登録のみを行い、再発行については西日本旅客鉄道株式会社の小児用 IC O C Aの再発行を行う駅において、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところにより行います。
4 前各項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。

(払いもどし)

- 第31条** 旅客は、 IC O C Aが不要となった場合は、これを IC O C Aの払いもどしを行う駅に差し出して当該 IC O C AのSF残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客は手数料として IC O C A1枚につき210円を支払うものとし、
2 前項の規定により払いもどす場合には、当社は西日本旅客鉄道株式会社に代わり、デポジットを返却します。
3 IC O C Aの払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。
4 前各項にかかわらず、小児用 IC O C Aについて払いもどしを要する場合は、西日本旅客鉄道株式会社が同社の定めるところによりその取り扱いを行います。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

- 第32条** 旅客は、 IC O C Aで入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
2 旅客は、 IC O C Aを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第33条** 自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取り扱いを選択のうえ請求することができます。
(1) 発駅までの無賃送還
この場合、乗車区間の運賃は取受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時にはカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取り扱いを適用します。
(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還
この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅において IC O C AのSF残額から減額します。
(3) 不通区間の別途旅行
運行不能となった区間を旅客が旅客鉄道会社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において IC O C AのSF残額から減額します。
2 当社又は西日本旅客鉄道株式会社が不通区間に対して振替輸送等の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第3章 IC O C A定期券

(発売)

第34条 IC O C A定期券は、西日本旅客鉄道株式会社の IC O C Aの発売を行う駅において、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところにより発売します。

(運賃の減額等)

- 第35条** IC O C A定期券の券面表示の有効期間内であつて、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を取受します。この場合、小児用 IC O C A定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他の IC O C A定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を取受します。
2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃の運賃計算経路は、利用エリア内において片道普通旅客運賃が最も低廉となる経路とします。
3 第1項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第23条の規定を準用することができます。
4 IC O C A定期券を券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第23条の規定を準用します。

(効力)

- 第36条** IC O C A定期券は、記名人のみが使用することができます。
2 第16条の規定によりSFをチャージした IC O C A定期券にあつては、 IC O C A定期券の券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第25条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第1号ただし書きに規定する取り扱いを除きます。

(無効となる場合)

- 第37条** IC O C A定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合、無効となった IC O C A定期券の取扱いは、西日本旅客鉄道株式会社のものであるとします。
(1) 第11条第5項の規定に違反して乗車した場合
(2) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合
(3) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
(4) 記名人以外の者が使用した場合
(5) 券面表示事項が不明となった IC O C A定期券を使用した場合

- (6) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した IC O C A定期券を使用した場合
(7) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
(8) IC O C A定期券に通学定期乗車券を搭載している場合であつて、旅客がその使用資格を失つた後（旅客規則第38条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失つたときを含む。）に使用した場合
(9) IC O C A定期券に通学定期乗車券を搭載している場合であつて、旅客が旅客規則第170条の規定による証明書を携帯していない場合
(10) その他不正乗車的手段として使用した場合
2 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
3 偽造、変造又は不正に作成された IC O C A定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の取受等)

- 第38条** 前条第1項の規定により、 IC O C A定期券を無効として回収した場合（同条第3項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて取受します。
(1) 前条第1項第1号に該当する場合であつて、併用した乗車券が定期乗車券の場合は旅客規則第265条第1項第1号、普通回数乗車券の場合は同第265条第1項第2号、普通乗車券の場合は同第265条第1項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
(2) 前条第1項第2号、第3号、第9号及び第10号に該当する場合は、旅客規則第265条第1項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
(3) 前条第1項第4号から第8号に該当する場合は、旅客規則第265条第1項第1号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
2 前条第3項により無効として回収した場合であつて IC O C A定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもつて券面表示内容として取り扱うことがあります。

(紛失再発行)

- 第39条** IC O C A定期券の記名人が当該 IC O C A定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を IC O C A定期券の再発行登録を行う駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した IC O C A定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。
(1) 再発行登録を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行登録を請求する旅客が当該 IC O C A定期券の記名人本人（小児用 IC O C A定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることが証明できること。
(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が西日本旅客鉄道株式会社のシステムに登録されていること。
2 再発行は、再発行登録による利用停止措置を行った翌日の窓口営業時間から14日以内に、西日本旅客鉄道株式会社の IC O C A定期券の再発行を行う駅において、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところにより行います。
3 第1項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。

(障害再発行)

- 第40条** IC O C A定期券の破損等によつて IC O C A定期券の処理を行う機器での取り扱いが不能となった場合は、その原因が故意と認められる場合を除き、当該 IC O C A定期券の再発行登録の取り扱いを行います。
2 前項の取扱いは、別に定める申込書を IC O C A定期券の再発行登録を行う駅に提出したときに限り取り扱います。この場合、当該 IC O C A定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。ただし、再発行登録後の再発行については、再発行登録の取り扱いから14日以内に、西日本旅客鉄道株式会社か定める駅において取り扱います。
3 前各項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取り扱いを行いません。

(払いもどし)

第41条 IC O C A定期券又はこれに搭載した定期乗車券機能が不要となった場合の払いもどしについては、西日本旅客鉄道株式会社が同社の定めるところによりその取り扱いを行います。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第42条 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、 IC O C A定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第32条第2項の規定に準じて取り扱います。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第43条** SFをチャージした IC O C A定期券を所持し、券面表示区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、第33条の規定に準じて取り扱います。
2 当社又は他の旅客鉄道会社が不通区間に対して振替輸送等の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第4章 ICカード乗車券の相互利用等

(西日本旅客鉄道株式会社線での IC O C A乗車券による乗車の取扱方)

第44条 第7条第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道株式会社が経営する鉄道線（以下「西日本旅客鉄道株式会社線」といいます。）内において、 IC O C A乗車券による乗車等の取り扱いを行います。

(西日本旅客鉄道株式会社線内における取り扱い範囲等)

第45条 西日本旅客鉄道株式会社線内における IC O C A乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容ご利用条件は、西日本旅客鉄道株式会社が定めるところによります。

(他社線での IC O C A乗車券による乗車の取扱方)

第46条 第7条の規定にかかわらず、別紙「相互利用他社等一覧」に定める当社及び西日本旅客鉄道株式会社以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線等（以下「他社線」といいます。）内において IC O C A乗車券（身

体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した IC O C A定期券を除く。以下同じ。）による乗車等の取り扱いを行います。

(他社線内における取扱範囲等)

第47条 他社線内における IC O C A乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容ご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。

(相互利用他社等が発行した ICカード乗車券による乗車等の取扱方)

- 第48条** 相互利用他社等が発行した ICカード乗車券のうち、西日本旅客鉄道株式会社と相互利用が可能なものについては、当社線において乗車等の取り扱いを行います。
2 相互利用他社等が発行した ICカード乗車券のうち、西日本旅客鉄道株式会社と相互利用が可能な ICカード乗車券は次のとおりとします。
(1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a乗車券及び K i t a c a定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a定期乗車券を除く。）
(2) 株式会社バスモ発行の P A S M O及び P A S M O定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した P A S M O定期券を除く。）
(3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a乗車券及び S u i c a定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a定期乗車券を除く。）
(4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a乗車券及びモノレール S u i c a定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a定期乗車券を除く。）
(5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a乗車券及びりんかい S u i c a定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a定期乗車券を除く。）
(6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のmanaカ及びmanaカ定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したmanaカ及び定期乗車券を搭載したmanaカ定期券を除く。）
(7) 株式会社エムアイシー発行のmanaカ及びmanaカ定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したmanaカ及び定期乗車券を搭載したmanaカ定期券を除く。）
(8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A及び T O I C A定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A定期券を除く。）
(9) 株式会社スルッとKANSAIが発行する P i T a P aカードであつて当社が別に定めるもの。
(10) 福岡交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売したはやかけん及び定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。）
(11) 株式会社ニモカ発行の n i m o c aカード及び n i m o c a定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した n i m o c a定期乗車券を除く。）
(12) 九州旅客鉄道株式会社発行の S U G O C A乗車券及び S U G O C A定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S U G O C A定期券を除く。）
3 前項に定める鉄道会社等が発行した ICカード乗車券で、当社線において乗車等の取り扱いをする場合は、第4条から第9条まで、第11条、第12条、第16条第1項、同条第4項、第17条、第18条、第23条、第25条から第28条第1項まで、第29条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第42条及び第43条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行した ICカードを媒体とした定期乗車券については「 IC O C A定期券」の規定を準用するものとし、 ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「 IC O C A」の規定を準用するものとし、ただし、第18条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当社及び西日本旅客鉄道株式会社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。
4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式の ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては、第36条第1項及び第37条第1項第4号の規定を準用します。
5 第2項の定めにかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a定期乗車券、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a定期乗車券、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a定期乗車券、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a定期乗車券、身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したmanaカ（manaカ）及び定期乗車券を搭載したmanaカ（manaカ）定期券、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A定期券、身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した株式会社スルッとKANSAIが発行する P i T a P aカードであつて西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるもの、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売したはやかけん及び定期乗車券を搭載したはやかけん定期乗車券、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した n i m o c a定期乗車券、及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S U G O C A定期券については、第16条によりチャージを行うことができます。

別表1（第7条第1項）利用エリア（内容省略）

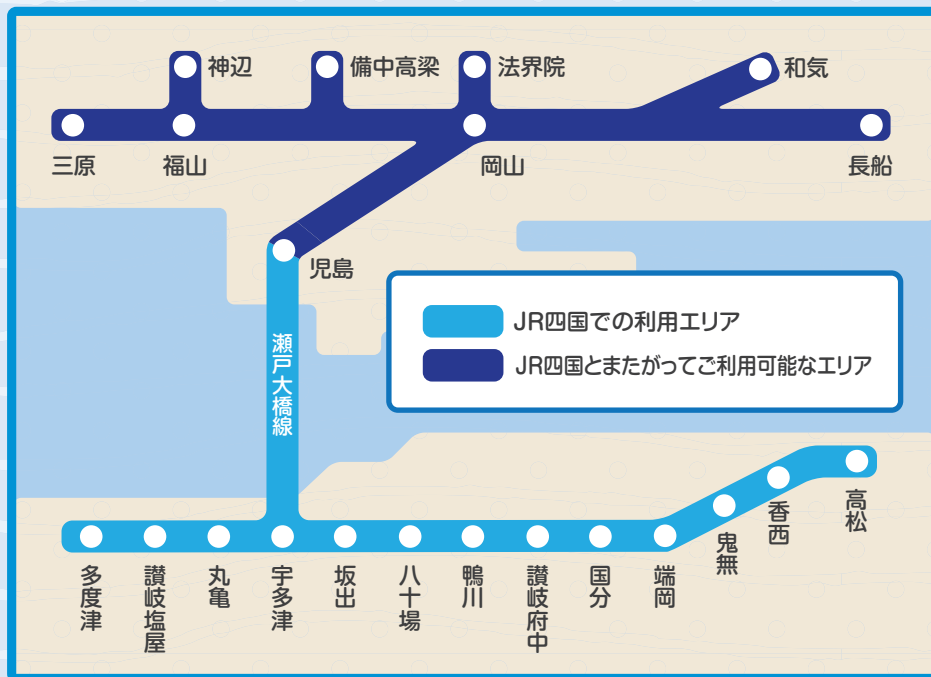
別表2（第7条第2項）岡山・広島・香川エリア岡山福山地区（内容省略）

別表3（第16条）チャージ額（内容省略）

別紙「相互利用他社等一覧」（内容省略）

ICOCA[®]ご利用エリア

〈JR四国でのご利用エリア・JR四国とまたがってご利用可能なエリア〉



- ❗ ご利用エリア外に乗り越された場合、ICOCA[®]による精算はできません。
その場合、お持ちのカードは、ICOCA[®]エリア内の有人駅で手続きを行うまでご利用になれません。
- ❗ ご利用エリア外にご旅行の場合は、あらかじめ全乗車区間の乗車券等をお買い求めください。

